

第二百二十六号議案

江戸川区篠崎公益複合施設、江戸川区立篠崎図書館及び江戸川区立篠崎子ども図書館の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区篠崎公益複合施設、江戸川区立篠崎図書館及び江戸川区立篠崎子ども図書館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区篠崎公益複合施設、江戸川区立篠崎図書館及び江戸川区立篠崎子ども図書館の指定管理者を次のように指定する。

<p>名 称</p>	<p>指 定 管 理 者</p>		<p>名 称</p>	<p>指 定 の 期 間</p>
<p>江戸川区篠崎公益複合施設 江戸川区立篠崎図書館 江戸川区立篠崎子ども図書館</p>	<p>江戸川区一之江八丁目四番 三号</p> <p>文京区大塚三丁目一番一号</p> <p>中央区日本橋三丁目一番八 号</p>	<p>篠崎SAパブリックサービス 構成員（代表者） スターツアメンティー株式会 社</p> <p>代表取締役 中松 学</p> <p>構成員 株式会社図書館流通センタ― 代表取締役 谷一 文子</p> <p>構成員 スターツファシリティーサ― ビス株式会社 代表取締役 浅野 賢一</p>	<p>令和五年四月一日から令和十 年三月三十一日まで</p>	

(説明)

令和五年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区篠崎公益複合施設、江戸川区立篠崎図書館及び江戸川区立篠崎子ども図書館の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。